

財団法人給水工事技術振興財団の役員 候補者の公募について

財団法人給水工事技術振興財団役員候補者を公募しますので、お知らせします。

- 1 公募を実施する法人
特例民法法人 財団法人給水工事技術振興財団
 - 2 公募する役員候補者の役職
理事（専務理事（常勤）選任予定） 1名
 - 3 就任予定日
平成22年10月1日
 - 4 職務内容
専務理事（常勤）の職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。
 - 5 選考の視点
職務内容書において求める資格経験等を踏まえ、公募ポストの役員としての適性を有しているかどうかを総合的に判断します。
 - 6 選考方法等
次により選考します。
 - （１）外部有識者で構成される選考委員会により一次選考（書類審査：履歴書及び自己アピール書）、二次選考（面接審査）を行い、合格者を決定。
 - （２）役員への選任手続
二次選考合格者は、評議員会における理事選任の候補者となり、審議の結果理事に選任された場合は、理事会による互選の後、厚生労働大臣の認可を経て、専務理事（常勤）に選任される予定です。
- ※ 1. 一次選考の結果は、合否にかかわらず全員に通知致します。
- ※ 2. 二次選考の結果は、厚生労働大臣の認可後通知致します。
- ※ 3. 審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

7 応募方法

(1) 公募期間

平成22年8月2日(月)～平成22年8月31日(火)

(2) 応募資格経験等

職務内容書をご覧ください。

(3) 応募書類

○履歴書

学歴、職歴、資格等の必要事項を記入してください。

(3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真(縦4cm×横3cm)を添付)

○自己アピール書

A4 2枚(2,000字)以内に

※ 応募書類は返却いたしません。

(4) 提出期限 平成22年8月31日(火)午後5時(必着)

(5) 送付先

〒103-0015東京都中央区日本橋箱崎町4番7号日本橋安藤ビル

(財)給水工事技術振興財団総務部 あて

(一般書留により、封筒には「役員応募書類」と朱書きして下さい。)

8 その他

(1) 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用致しません。

(2) 最終合格者には、健康診断書(過去1年以内に受診した健康診断結果の写し)を提出していただきます。

9 応募に関する問合せ

財団法人給水工事技術振興財団総務部(倉上、佐藤)

電話番号 03-5695-2511

職 務 内 容 書

特例民法法人 財団法人給水工事技術振興財団 専務理事（常勤）

【公募対象ポストに求められる役割】

専務理事（常勤）は、当財団の理事会の構成員として、当財団の業務の運営に関する重要事項を議決するとともに、理事長（非常勤）を補佐し、職員を監督し、効率的な業務を執行する職務を担う。

当財団は、給水装置工事に携わる技術者の養成・訓練や給水装置工事主任技術者の国家資格を取得するための試験の機関としての業務等を総合的に実施している。

こうしたことから、業務執行の中心的役割を担う専務理事としては、水道事業や水道技術に対する深い知識と経験を有し、当財団の経営全般に関する十分な知識及び経験を有するとともに、民間企業や関係団体・機関との間の調整を的確に実施し、事業の改革・改善・業務運営の効率化等に意欲をもって取り組むことができる人材を求めている。

1 法人名

特例民法法人 財団法人給水工事技術振興財団

2 法人の業務概要

当財団は、平成9年3月に厚生大臣の許可により設立された財団法人であり、国の規制緩和の方針に沿って平成8年6月26日に水道法が一部改正されたことに伴い、新たに給水工事主任技術者の国家資格が設けられたが、この改正水道法に基づく国家試験の指定試験機関として業務を行うほか、給水装置工事に携わる技術者や技能者の養成並びに給水装置工事技術の開発及び研究を行い、広く公衆衛生の向上増進を図るために必要な業務等を行っている。

3 任期

平成22年10月1日～平成24年3月31日まで

4 職務内容

- (1) 理事長を補佐し、財団の重要な経営方針の立案に参画するとともに、財団全体の業務に関する総合調整を行う。

- (2) 理事長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 主務官庁である厚生労働省との折衝事務を行う。
- (4) 主な業務として次の事業を総括する。
 - ・ 給水装置工事技術の普及に関する事業
 - ・ 給水装置工事技術者の養成及び訓練に関する事業
 - ・ 給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務
 - ・ 給水装置工事技術の開発に関する事業
 - ・ 給水装置工事技術の記録及び保存に関する事業
 - ・ 海外の給水装置技術の調査及び研究に関する事業
 - ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 必要な資格・経験

- 当財団の経営運営に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、法人の経営全般に関する十分な知識を有すること。
- 給水装置工事技術に係わる技術者の養成を推進するため、水道事業や水道技術について精通していること。
- ある程度の規模の組織の役員・管理職としての経験を有すること。
- 人格高潔であり、心身ともに健康であること。
- 国家試験の指定試験機関としての業務は全国を通じた公平かつ中立的な運営が強く求められることから、高い倫理観を有していること。
- 就任時（10月1日）に65歳以下であること。

6 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
第65条（役員の資格等）に該当する者は役員となることができない。

7 勤務条件

- (1) 勤務形態 常 勤
- (2) 勤務地 当財団 東京都中央区日本橋箱崎町4番7号
日本橋安藤ビル2階
- (3) 勤務時間等 役員であるため勤務時間、休暇の定めなし。
- (4) 給 与 本給570,000円／月額＋地域手当（18％）＋通勤手当
特別手当（賞与）6月 1.95月、12月 2.2月
その他役員給与規程による。

- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- (6) その他 当財団の規程等に定めるところによる

【参考】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）

（役員の資格等）

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）